

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第一節 国民年金制度

昭和三四年四月一六日に、国民年金法が公布施行されることになつて、ここ数年来、各方面から非常な注目を集めていた国民年金制度がいよいよ発足し、ここに、待望久しかつた全国民に対する年金制度の体系が整えられるに至つた。すなわち、わが国には、多種多様の公的年金制度があるが、これらは、いずれも、会社や事業所、官公庁などに勤務しているいわゆる被用者を対象としたものであり、農民や漁民、都市の自営業者、さらには零細な企業で働く者などに対する公的な年金制度がなかつたのである。それが、国民年金制度の発足によつて、これらの人々をその対象とするに及び、すべての国民にもれなく公的年金制度が適用されることになつたのである。国民年金制度は、拠出制の年金を基本とし、これを補足する制度として無拠出制の福祉年金を設けるという構成をとつている。このうち、福祉年金については、すでに三四年一二月分から支給が開始されたが、拠出制の国民年金については、三六年四月から保険料の徴収が開始されることになつている。以下、これらの実施状況や問題点などについて述べてみよう。

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第一節 国民年金制度

##### 一 福祉年金

福祉年金には、補完的福祉年金とよばれるものと経過的福祉年金とよばれるものの二種類がある。前述のように、国民年金制度は、拠出制の年金を基本とするものであるが、拠出制の年金は、あらかじめ、一定期間以上、保険料を納めたことを要件とするため、このたてまえをどこまでもつらぬくと、国民年金制度の対象となる者の中には、経済的に恵まれず、どうしても保険料を納めることができない者がでてくることも考えられるので、こうした拠出制の年金を受けるのに必要な保険料を納めることができなかった者も、一定の要件を満たしていれば、拠出制の年金より低いけれども、一定の年金を受けることができるようにという趣旨で設けられたのが、補完的福祉年金である。これに対し、保険料の納付という関係を前提とせず、本制度の発足当時、すでに七〇才以上の高齢者、身体障害者、母子世帯などの状態にある者と、発足後一定期間までに、これらの状態になった者も年金を受けることができるようにという趣旨で設けられたのが、経過的福祉年金である。両者を合わせて、通常、福祉年金と呼称しているが、これを支給事由である事故の面から見ると、高齢者に対する老齢福祉年金、身体障害者に対する障害福祉年金、母子世帯に対する母子福祉年金の三種類に分けられる。

福祉年金は、拠出年金に比べて種々の特色を有しているが、おもな点は、給付財源がすべて国の一般財源によつてまかなわれていることなどの関係もあつて、他の公的年金制度によつて年金を受けている場合、または受給権者本人、その扶養義務者などに一定以上の所得がある場合に支給停止が行なわれることなどの制限措置があることである。

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第一節 国民年金制度

##### 一 福祉年金

##### (一) 実施状況

福祉年金は、昭和三四年一月から支給が開始されたのであるが、三五年九月末現在の受給権者数とこれに要する年金支給額は、第七〇表のとおりとなつている。

第70表 福祉年金の受給権者数および支給額

第70表 福祉年金の受給権者数および支給額 (35年9月末現在)		
	件数	年金支給額
	千件	千円
老 齢 福 祉 年 金	2,137	23,079,181
障 害 福 祉 年 金	199	3,493,479
母 子 福 祉 年 金	184	2,457,954
計	2,520	29,030,614

厚生省年金局調

(注) 裁定後失権した者を除き、現に受給権を有する者。

次に、福祉年金の受給状況については、三四年一月から翌三五年二月までの四か月分の年金が第一回の支払開始月である三月に、全国の郵便局において支払われ、つづいて、三五年三月と四月の二か月分の年金が五月に、五月、六月、七月と八月の四か月分の年金が九月に支払われた。ちなみに、三月、五月と九月の支払期月に郵便局で実際に支払われた八月分までの年金の総額は、約一五〇億三、九〇〇万円の額にのぼつている。福祉年金は、たとえ一件当たりの額は、あるいは受給者個々の生活を保障するに足るものとはいえないとしても、その支給総額は、右のようになりに膨大なものであり、国家財政の相当の負担の下に実施したものであつて、このような制度をもつに至つたことは、やはり社会保障制度における大きな前進といわなければならないであろう。福祉年金の支給が低所得者層の老齢者、身体障害者、母子世帯などに対して明るい希望を与えるものとして、これらの世帯のみならず、社会福祉事業界その他各方面から好評を博していることは、まことによるこぼしい限りである。

なお、福祉年金については、生活保護の適用においてこれをまるまる収入として認定するならば、被保護世帯には、制度創設の実際の効果が及ばないという不満の声が強かつたが、これについては、三五年四月から、生活保護の基準額に新たに福祉年金相当額の老齢加算を認めることとし、また、同制度に従前からあつた母子加算、身体障害者加算の額も、それぞれ増額することとなつたので、被保護世帯も、福祉年金制度の創設による実際の利益を受けることになつたことを付記しておこう。



## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第一節 国民年金制度

##### 一 福祉年金

##### (二) 今後の問題

このようにして福祉年金は、拋出制の国民年金にさきがけて現実に第一歩をふみだした。しかし、この制度には、今後改善整備をしていかなければならない問題がまだ数多く残されている。そのうちで早急にその解決をはかるべきものとして、現在検討されつつあるものを二、三あげておこう。

その第一は、本人の所得による支給の制限を緩和することである。現在は、受給者本人に年間一三万円(受給権者に義務教育終了前の子があるときは、その子一人につき一万五、〇〇〇円を加算した額)以上の所得があれば、年金は支給されないことになっている。この一三万円という額は、市町村民税の所得割が課せられず、均等割だけが課せられる最低の額であるが、このような人はかなり低い生活状態にあるので、この線を少なくとも所得税納付の線に引き上げる必要がある。

第二は、扶養義務者の所得による支給の制限の緩和の問題である。現行制度において、支給停止の基準となる額として、受給権者の扶養義務者の年間の収入金額五〇万円が定められているが、今日この収入に満たないような世帯は、決して余裕のある世帯だということとはできないので、この基準額五〇万円を普通の生活状態にあると見られる扶養義務者の年間の収入金額七〇万円とすることが考えられる。

第三には、母子福祉年金の改善である。まず、祖母が孫を扶養する場合や姉が弟妹を扶養する場合のようないわゆる準母子世帯は、その生活の実態は、母子世帯とまったく同様に考えてよいので、これらの世帯に対しても母子世帯と同様に母子福祉年金を支給すべきものであろう。また、母が二五才以上の子と生活を同じくしている場合には、現在は母子福祉年金の支給が停止されることになっているが、これについてもいろいろ検討すべき問題が残されている。

最後に、未支給年金の支給である。現在の制度では、受給者が死亡した場合に、受給権がありながら実際にまだ支給されていない年金については、その支給が受けられないことになっている。従来のが国の各種の公的年金制度においては、未支給分の年金を支給するものとそれを支給しないものがあり、国民年金においては、厚生年金保険と同様に死亡した者については、この権利が一身専属的性質の特に強い権利であるところから、遺族が母子年金または遺児年金の受給権者とならない限り支給しないこととしたのであるが、この未支給の年金は、国民感情からいつて、死亡した受給権者の配偶者や子供、父母などの遺族に支給するようにすべきではないかという問題がある。

以上がさしあたり、検討中のおもな問題点であるが、なお、このほかに、いわゆる生別母子世帯に対する福祉年金の支給や低額の他の公的年金の受給者に対する福祉年金の併給の問題がある。このうち、生別母子世帯に対する福祉年金の支給については、生別の母子世帯であつても、死別の母子世帯などと同様に生活が困窮している者に対して福祉年金を支給しようとするものであるが、生別というような人為的な事故に対して社会保険制度に基づく年金を支給するということは、わが国の他の公的年金制度はもとより、諸外国においてもその例がなく、これを年金制度の中で実施していくことは、実際的にもかなりの問題があるが、母子世帯一般の問題と関連して「第四章第六節母子福祉対策」でとりあげることとし、ここでは福祉年金の併給の問題について簡単にふれておこう。他の公的年金受給者に対しては、福祉年金は併給しな心ことになっているが、この点については、主として戦死した者の遺族に対する公務扶助料など低額の公的年金を受けているものの生活状態が、福祉年金受給者の生活状態と実際的になん

ら変わりがないので、これらの者に福祉年金を併給すべきであるという強い要望がある。しかし、もしこれに対して併給するとすれば、国民年金制度の基本的たてまえを根本的にかえなければならないというようなきわめてむずかしい問題もあるので、このような問題について、今後、国民年金審議会などにもはかり、じゅうぶん研究していかなければならないであろう。

---

---

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第一節 国民年金制度

##### 二 拠出制国民年金

###### (一) 実施の準備

国民年金制度の基本である拠出制の国民年金については、昭和三十六年四月から保険料の徴収が開始され、いよいよ本格的な実施の段階に移ることになるのであるが、このための届出が、三五年一〇月一日から全国でいつせいに開始された。

この国民年金は、まず、その対象となる者の数が非常に大きい点において、従来の年金制度とは比べものにならないものであり、このことが実施上の大きな問題の一つとなるのである。三五年七月に全市町村において、全住民を対象として実施された世帯調査の結果によれば、その対象は、次のとおりとなっている。すなわち、強制適用を受ける者(二〇才から五〇才までの全国民のうち、被用者年金保険や他の公的年金の受給者を除いたもの)の数は、全国で、二、二〇四万九、三〇五人、任意加入の意思表示をした者の数は二五九万四、五三一人で、合計二四、六四三、八三六人となっている。これらの数を第七一表被用者の年金制度の適用人員に掲げるものと比較すれば、国民年金の対象がいかに大規模なものであるかがわかるであろう。しかも問題は、対象者の数が大きいということにとどまらない。すなわち、国民年金の対象となる者は、農民や漁民さらには零細な商工業の従事者などであつて、今まで公的年金制度とは全く無縁であつたばかりでなく、従来の公的年金の事務がいずれも会社、事業所などの職場を通して一括して行なわれていたのに反し、この制度においては個々の世帯をいちいちその対象としていかなければならないのである。この点にも制度実施上の非常に困難な問題が横たわっているのである。

第71表 被用者年金制度の適用人員

	適用人員
厚生年金保険	11,762
船員保険	207
国家公務員共済組合	1,191
公共企業体職員等共済組合	690
市町村職員共済組合	140
私立学校教職員共済組合	82
市町村職員恩給組合	186
農村漁業団体職員共済組合	296
地方退職年金条例および恩給準用関係	1,326
計	15,880

社会保障制度審議会事務局調

このように大規模な国民年金制度を円滑に発足させるには、なによりも全国民あげての理解と協力が必要であろう。このため、今後ともこの制度に関する正しい知識の普及に努めていくことは絶対に欠くことのできないものであるが、これと同時に、国、都道府県、社会保険出張所、市町村などこの事務を取り扱うもの相互間の連絡をいつそう緊密にし、また、各種届出事務の合理化、能率化についても積極的

にこれを推進していかなければならないであろう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第一節 国民年金制度

##### 二 拠出制国民年金

##### (二) 問題点

国民年金制度は、これまで述べたとおり、非常に大規模なものであり、しかも、わが国においては、はじめての制度でもあるので、最近これに関するいろいろな問題点も指摘されている。ここで、これらについて少しふれておこう。

まず、制度上の問題であるが、これについては、この制度制定以来今日までの検討の結果、次の二点について早急に手直しを行なうことが必要であると見られるに至った。その第一点は、死亡一時金制度を創設することである。国民年金に加入して保険料を納めた者のうち、老齢年金をはじめ、障害、母子、遺児、寡婦などのいずれの年金の受給権も発生しないまま中途死亡する、いわゆる保険料がかけ捨てになるものは、数の上ではごく少数にとどまるにすぎないのであるが、かけ捨てをきらう被保険者一般の心理にかんがみ、死亡一時金の制度を創設しようとするものである。第二点は、六〇才からの減額年金の支給であるが、本来の老齢年金の受給資格を満たした者で、なんらかの事情により早期に年金の支給開始を特に希望するものに対しては、六〇才以上六四才までの間において、これを開始することができるものとし、この場合六五才からの本来の老齢年金に代えて、減額された年金を支給しようとするものである。この二点については、実現の線にそつて目下その準備が進められている。また、障害年金、母子年金、遺児年金受給のための最低資格要件である保険料拠出三年という期間を一年程度に短縮する改正案についても、検討が進められている。

この拠出制国民年金に対しては、三五年夏ごろから、総評、社会保障推進協議会を中心とする反対ないし実施延期の運動がもりあがつて、はなはだしい場合には、おりから実施されていた広報宣伝の一環としての世帯調査の提出に協力しないよう、一般住民に対する働きかけが行なわれた。また、三五年一〇月の臨時国会においては、日本社会党と民主社会党は、共同提案によつて拠出制国民年金の実施を延期する法案を提出するに至つた。このような動きは、拠出制国民年金の円滑な実施に暗いかげをなげかけ、一〇月からの適用届の励行にもかなりの支障を及ぼしている。このような反対ないし延期運動における主張は、この制度の内容が劣悪なものであるにとどまらず、その積立金を財政投融资にあてることにより大企業を助長し、ひいては再軍備資金として活用することにより日米安保体制の経済的基盤を形成し、世界に類例のない大衆収奪としての機能を果たすことにあるとしている。また、この制度の内容の劣悪な点としては、保険料が高すぎ、給付額が低すぎる、保険料が貧富の差なく徴収される、拠出期間が長すぎる、支給開始年齢が遅すぎる、年金額についてのスライド規定が不明確である、保険料がかけ捨てになる、ということなどを主張している。これらは、おおむね制度についての正しい理解がないための素朴な誤解に基づくものが多く、特に給付内容の高いのを望んでその財源についての顧慮を欠くものが多いといわなければならない。そもそも拠出制年金の立案にあつては、長期期間にわたり、学識経験者の審議をへて立案されたものであり、社会党、民社党の代表者をも含む各界の学識経験者をもつて構成される社会保障制度審議会の全会一致の答申にのつとつて策定され、しかも三四年の通常国会において慎重審議のすえに制定されたものであつて、現在の国情においては、この程度の規模のものから発足することが適当であるとされたものである。もちろん、これらの反対ないし延期運動の主張のなかにも、主張としては正しい方向を指向するものもあるものであり、国民の負担能力なり国の財政事情が許す限り、改善すべきことに異論はないであろう。しかしながら、まず制度を発足させ、逐次改善に努力していく、という態度こそ、このような国民的規模をもつ大制度を伸ばしていくうえにおいては、基本的に必要な態度ではないであろうか。

なお、いわゆる通算調整の問題と積立金の運用の問題については、「第三節年金制度の当面する重要問題」のところでまとめて述べることにしよう。

---

---

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

---

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第二節 被用者の年金制度

---

わが国における公的な年金制度は、大きく分けて二つある。一つは、前に述べた国民年金制度であり、もう一つは、いわゆる被用者の年金制度である。この被用者の年金制度とは、会社、事業所、官公庁などに勤務している者を対象としたものであり、これには、現在、厚生年金保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、市町村職員共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、恩給、地方公務員退職金条例の九種類を数えることができる。これらの制度の適用を受けている者の数は、第七一表のとおりであるが、昭和三五年三月末現在で、合計一、五八八万人となっており、わが国の被用者人口二、一二二万人(総理府統計局「労働力調査」三五年三月)の約七五%となっている。

これら九種類の被用者の年金制度のうち、厚生年金保険と船員保険は厚生省において所管しているのであるが、以下これらについてその現況と制度の改正などを述べてみよう。

---

---

---

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第二節 被用者の年金制度

##### 一 厚生年金保険

---

厚生年金保険は、原則として工場、銀行、商店など常時五人以上の従業員を使用している事業所に適用されるものである。この制度は、健康保険と異なり、全部を政府が管掌し、保険料は、標準報酬月額(標準報酬月額の意味については健康保険の項を参照のこと)の三・五%(一般男子の場合)、三%(女子の場合)、四・二%(坑内夫の場合)で、それぞれ事業主と被保険者が折半して負担している。保険給付としては、老齢年金、障害年金、遺族年金、障害手当金、脱退手当金などがある。この制度は、まず昭和二八年に労働者年金保険として創設され、それが一九年に厚生年金保険と改められ、戦後はインフレーションなどで社会情勢が不安定なため、一時その機能がまつたくまひしていたが、二九年に根本的な改正が行なわれ現在に至っているものである。

---

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第二節 被用者の年金制度

##### 一 厚生年金保険

##### (一) 現況

厚生年金保険の適用状況は、第七二表のとおり、昭和三五年三月末現在で、適用事業所数三六万五三五か所、被保険者数は一、一七四万五、七三三人で、前年同期に比べて、適用事業所数においては三万三、六〇〇か所被保険者数においては一三五万二、六三一人の増加となっている。また、標準報酬月額平均は、三五年三月末で一万二、六五九円となっており、前年同期に比べれば、一三六円の増を示している。

第72表 厚生年金保険の適用状況

	適用事業所数	被保険者数	平均標準報酬月額
30年度末	264,516	8,226,824	11,884
31	288,631	9,153,616	12,049
32	321,745	10,022,771	12,352
33	326,935	10,393,102	12,523
34	360,535	11,745,733	12,659

厚生省保険局調

(注) 任意包括適用(第4種被保険者)に関するものは含まない。

次に給付裁定状況は、第七三表のとおりであるが、三四年度中の年金の裁定件数は、四万一、九八四件であり、年金受給件数は、三五年三月末現在二七万二、五九二件で、前年同期に比べ、三万一七二件の増加となっている。

第73表 厚生年金保険の給付裁定状況

第73表 厚生年金保険の給付裁定状況

		件 数	1件当たり金額
年 金	老 齢 年 金	26,429 (14,450)	40,032 円
	遺 族 年 金	161,720 (19,310)	22,502
	障 害 年 金	84,443 (8,216)	32,168
	計	272,592 (41,984)	(平均)27,196
	一 時 金	244,568	12,861
一 時 金	障 害 手 当 金	362	49,502
	その他の一時金	163	10,601
	計	245,093	(平均)12,909

厚生省保険局調

- (注) 1. 年金は、34年度末における受給権者の総数および1件当たり金額を示し、かつこ内は34年度における新規裁定件数を示す。  
2. 一時金は、34年度における新規裁定件数および1件当たり金額を示す。

一方、厚生年金保険の積立金については、第七四表のとおり、ここ二、三年来毎年五〇〇億円ないしはそれ以上の増加を見せ、三五年三月末で、積立金の総額は三、五〇一億三、一〇〇万円に達している。この積立金は、現在すべて大蔵省資金運用部に預託され、他の国家資金とともに一元的に財政投融资の原資として運用されているのである。しかしその一部については、勤労者厚生資金としてわくを設け、住宅、病院、体育、レクリエーション施設など厚生年金保険の被保険者の福祉の向上に直接役だつ施設に対して還元融資が行なわれている。その状況は、第七五表に示すとおりであるが、還元融資にふりむけられる金額のわくは逐年増加している。なお、積立金の運用方法については、いろいろ論議がかわされているところであるが、これについては、後述する。

第74表 厚生年金保険積立金の還元融資わくなどの推移

第74表 厚生年金保険積立金の還元融資わくなどの推移

(単位：百万円)

	積立金	増加額	還元融資わく	比率
30年度	148,715	35,179	4,500	12%
31	190,112	41,396	5,500	13
32	238,302	48,190	7,000	14
33	291,851	53,548	7,500	14
34	350,131	58,280	8,500	14.6
35	436,546	86,415	10,500	12

厚生省保険局調

- (注) 1. 比率は増加額に対する還元融資わくの割合を示す。  
2. 35年度は予定額を示す。

第75表 厚生年金保険積立金の還元融資の状況

第75表 厚生年金保険積立金の還元融資の状況  
(単位: 百万円)

	住 宅	病 院	保 健 厚生施設	計
30年度	2,480	1,941	—	4,420
31	3,118	2,198	117	5,433
32	3,493	3,125	382	7,000
33	2,729	4,108	663	7,500
34	3,093	4,410	997	8,500
35	3,500	5,000	2,000	10,500

厚生省保険局調

(注) 35年度は予定額である。

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第二節 被用者の年金制度

##### 一 厚生年金保険

##### (二) 厚生年金保険法の一部改正

厚生年金保険法は、昭和三五年三月三十一日にその一部が改正され、五月一日に施行されたが、これは、おおむね次の二つの理由によるものである。その一つは、保険財政の再計算に基づく保険料率の改訂を行なう必要があつたからである。戦後の激しいインフレーションの影響を受けてまったく無力化してしまつた厚生年金制度は、二九年にその根本的な立てなおしが行なわれたのであるが、その際、年金の給付額が大幅に引き上げられたにもかかわらず、保険料については、当時の経済情勢を考慮して、一度に大幅な引上げを行なうことは見送られたのである。そして、保険料率を何年間にわたつて徐々に引き上げていくいわゆる修正積立方式がとられ、法律の第八一条に、五年ごとに保険数理の再計算を行なつてその結果に従つて保険料率が改訂されるべき旨の規定が設けられた。そこで二九年から五年目にあたる三四年には、この規定に従つて第一回目の保険料率の改訂を行なわなければならないことになつたのである。これが、この改正の最も直接的な動機であるが、そのほかにもう一つの動機として見のがすことのできないのは、厚生年金保険の給付内容の改善に対する各方面からの強い要望である。厚生年金保険の給付内容は、労働者の生活の保障という目的を果たすためには、決してじゅうぶんだとはいえず、ほかの被用者年金制度に比べても明らかに劣つていたのであるが、これらのことが原因ともなつて特定の職域のグループが厚生年金保険から分離して別個の年金制度を作ろうとする動きがたえない。そこで、厚生年金が将来ともわが国の年金保険制度の中で重要な役割を果たしていかなければならないという立場から、このような各年金制度が分離して複雑な形で並立するのを防ぐためにも、給付内容の改善を行なう必要があつたのである。以上の二つがこの一部改正の行なわれるに至つたおもな理由である。

次に、改正された内容のあらまは、次のとおりである。まず第一は、標準報酬の引上げが行なわれたことである。改正前の標準報酬は、最低三、〇〇〇円から最高一万八、〇〇〇円までの一二等級に区分されていたのであるが、これは現在の給与の実態と著しくかけはなれたものとなつてしまつていた。このことは、たとえば男子で最高の一等級に該当するものが全体の四六・三%を占めていたことでもわかる。そこでこれを是正するため、今度は、最低は同じく三、〇〇〇円であるが、最高は三万六、〇〇〇円までの二〇等級に分けることとなつたのである。改正の第二点は、給付額の引上げである。厚生年金の給付額は、基本年金額を基準にして計算されているのであるが、これまでは、「定期部分(2万4,000円)+平均標準報酬月額×5/1000×被保険者期間の月数」という算式で計算されていた。今回は、定期部分はそのままにして、報酬比例部分の計算方法のうち一、〇〇〇分の五を一、〇〇〇分の六にすることによつて、報酬比例部分について二割の給付額の引上げが行なわれたのである。改正の第三点は、保険料率の引上げである。改正の内容は、第七六表に示すとおりであるが、今回の引上げについては、被保険者数が増加したことや標準報酬が上昇したことのほか、基礎数字に変更があつたことなどが原因となつて、二九年当時に積立金の予定利率五・五%として見込まれた三四年度からの保険料率(男子一、〇〇〇分の四〇、女子一、〇〇〇分の三二、抗内夫一、〇〇〇分の四八)よりは若干低くおさえられることとなつた。

第76表 厚生年金保険の保険料率

第76表 厚生年金保険の保険料率

(単位：%)

	男子	女子	抗内夫
改正前	30	30	35
改正後 (34年度~38年度)	35	30	42
今見 後通 のし { 39年度~43年度	40	30	48
{ 44年度以降 (最終保険料率)	44	30	52

厚生省保険局調

この一部改正により、厚生年金の財政事情なども相当の変更を受けることとなる。すなわち、三五年の平均標準報酬月額は一萬五、三五九円となるものと推計され、積立金の増加額もここ二、三年は五〇〇億円前後であつたものが、これから先数年は、年間一、〇〇〇億円に達するものと推定される。給付額については、三四年の総額は一一一億円であるが、三七年度には老齢年金の給付も本格的に開始されるので、総額約一七〇億円に達し、以後急速に増加していくものと思われる。

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第二節 被用者の年金制度

##### 二 船員保険

###### (一) 現況

船員保険の適用を受ける船舶所有者(厚生年金保険の場合の適用事業所にあたるもの)の数は、昭和三五年三月末現在九、六七八で、前年同期の九、三一三に比べ、三六五の増加を示し、また、被保険者数は三五年三月末現在で二〇万五、七二〇人となっており、前年同期の一九万九、四〇七人に比べ、六、三一三人の増加となっている。また、標準報酬月額の前平均は、三五年三月末現在においては一万六、二四〇円で、前年同期の一万五、三一六円より九二四円高くなっている。次に、給付状況については、三四年中での新規裁定件数は、一時金については一、九三二件である。また年金の受給件数は、三五年三月末現在で二万四、二六八件となり、前年同期の二万二、八五五件に比べて一、四一三件の増加を見せた。なお、この年金の一件当たりの受給金額は、老齢年金四万八六三一円、障害年金四万八、三九五円、遺族年金二万七、一三五円、寡婦(かん夫)遺児年金二万九、〇六二円となっている。

最後に、積立金については、三五年三月末現在で約九〇億円となっているが、これも大蔵省の資金運用部に預託されているのである。

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第二節 被用者の年金制度

##### 二 船員保険

##### (二) 船員保険法の一部改正

船員保険法の一部改正の理由や経過などは、厚生年金保険法の場合とほとんど同様であり、同じく昭和三五年五月一日から施行された。

改正の内容は、おおむね次のとおりである。すなわち、第一点は、保険給付の引上げが行なわれたことであるが、その内容は老齢年金の額について、報酬比例部分の計算方法のうち一五〇分の一を一、〇〇〇分の八としたことである。一五〇分の一は約一、〇〇〇分の六・六にあたるから、一、〇〇〇分の一・四の引上げが行なわれたことになる。なお、この引上げは従来から支給されている老齢年金についても適用することとされた。第二点は、保険料率の改訂である。これにより、保険料率は、失業保険の適用を受ける被保険者については一、〇〇〇分の一六六から一、〇〇〇分の一六九(うちわけは、被保険者の負担分が五二・五、船舶所有者の負担分が一六・五)に、失業保険の適用を受けない被保険者については一、〇〇〇分の一五二から一、〇〇〇分の一五八(うちわけは、被保険者の負担分が四七、船舶所有者の負担分が一)に改められた。改正の第三点は、国庫負担についてであるが、失業給付部門の財政状況が良好なため、失業保険金の支給に要する費用に対する国庫負担率が、三分の一から四分の一に引き下げられたのである。ただ、毎会計年度において、失業給付部門の収支に赤字を生じた場合には、当該失業給付部門の国庫負担の総額が失業保険金の支給に要した費用の三分の一相当額に達するまで、国庫で補てんするものとされている。

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第三節 年金制度の当面する重要問題

前にも述べたとおり、昭和三四年四月に国民年金制度が発生して、すべての国民はいずれかの公的年金制度の適用を受けることとなり、一応わが国においても国民皆年金の体制がしかれることとなつた。しかし、これらの公的年金制度についてもいろいろの問題があるが、ここでは、これらの問題のうち、特に、さしあつてその解決をせまられているもの、すなわち、各種の年金制度間の通算調整の問題と、国民年金や厚生年金保険の積立金運用の問題をとりあげてみよう。

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第三節 年金制度の当面する重要問題

##### 一 通算調整の問題

国民年金制度の創設によつて、既存の被用者の年金制度と相まつて、国民皆年金の体系が一応確立したことは前述のとおりであるが、いずれの制度も長期保険の形をとるため、それぞれかなり長期の加入期間を必要としている。たとえば、国民年金では二五年、厚生年金では一五年ないし二〇年、各種の共済組合では二〇年というように、おのおの相当長期間にわたつてこれらに加入していなければならないことになつている。

しかもこれらの制度の間には、現在のところ、厚生年金保険と船員保険の間など二、三の例を除けば密接な相互の連けい、すなわち、各制度における加入期間を合算して一定の期間を満した者には年金を支給するというような通算調整の措置がとられていないのである。かくては、わが国における職業間の移動も相当に多い現状から、一つの制度のみで一五年、二〇年あるいは二五年というような長期の受給資格期間を満たすことができない者が数多く生じ、その結果、これらの者は、どの制度からも年金をもらえないことになるのである。このような状態では、実際の国民皆年金の趣旨は達成されないといわなければならない。したがつて、すべての国民に対し、必要に応じて公的年金が受けられるように保障するためには、分立する各制度間における資格期間を通算し、現実によつてすべての国民について年金の支給が確保されるしくみを作り上げる必要がある。

このことは、国民年金制度発足以前からすでに問題とされ、いろいろ研究されてきたのであるが、社会保障制度審議会においても、三三年一〇月に年金制度の通算に関する答申を行ない、いわゆるじゅずつなぎ方式(二以上の年金制度に加入した者については、その者が加入していた各種年金制度ごとに、その者の老齢年金部分に見合う保険料を原資としてそれぞれの制度に凍結しておいて、これらの原資による各制度の減額年金額をつなぎ合わせた合計額を支給する方式)による通算調整を提案している。一方国会においても問題の重要性が認識され、論議の対象となり、国民年金法案が通過する際には、衆参両院において、抛出制部門発足の日である三六年四月一日までには、通算についての具体的措置を講ずるよう決議されたのであり、これに対して政府も、また、所定の期限までに具体案を作成する旨の確約を行なつていたのである。

その後、政府においては、この問題を解決するため公的年金制度通算調整連絡協議会を設けることとなり、内閣審議室が中心となり、関係各省の担当者が集まつていろいろ検討をかさねているのである。現在、この協議会において審議中の公的年金制度における期間通算制度要綱試案によれば、(1)各公的年金制度において、それぞれの老齢(退職)年金を受けるに必要な資格期間を満たしてはいないが、各制度に加入した期間を通算すれば、所定の年数に達する者に対しては、それぞれの制度からその加入期間に応じた額の減額年金を支給することとする、(2)この減額年金を受ける資格期間は、原則として、各制度の被保険者期間を合算して二五年以上であるか、または国民年金以外の各被用者年金制度の被保険者期間を合算して二〇年以上であるかのいずれかとすること、(3)年金額は、国民年金にあつては国民年金相当額、その他の制度にあつては、厚生年金保険の給付水準を下回らない額とすること、(4)年金の支給を開始する年齢は、国民年金にあつては六五才、その他の制度にあつては六〇才とすること、などを骨子としている。減額年金の具体的な額、通算制度の実施に伴う事務機構、通算制度実施に伴う各制度の手直しなどについては、さらに検討が加えられることとなつてはいるが、この通算制度は、三六年四月から実施に移すことを政府が確約しているので、今年度一杯には、立法措置など所要の措置をすませる手筈になつてはいる。

*(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare*

## 第二部 各論

### 第二章 年金制度

#### 第三節 年金制度の当面する重要問題

##### 二 積立金の運用の問題

拠出制の国民年金や厚生年金保険では、月々その加入者や雇主から保険料を徴収し、これを積み立てて運用し、将来は、年金給付の費用の大半は、この積立金の運用収入でまかなっていくしくみとなっているので、今後、年をかさねるにつれて、非常に多額の積立金が蓄積されることになる。現に、厚生年金保険においては、前にも述べたとおり、昭和三四年度末ですでに約三、四四三億円の積立金を有しているのであるが、そのピークである八五年には、約四兆八、〇〇〇億円に達するものと推定され、また、国民年金については、三六年四月から保険料の徴収が開始されて積立てがはじまるのであるが、その額は、ピークの九〇年には、三兆六、〇〇〇億円にもものぼるものと推定されている。このようにばく大な額にのぼる積立金をどのように管理運用していくかは、制度の存立、将来の発展の可否にかかわる重大な問題である。ましてや低所得者や零細な事業主を含む多数の国民の拠出金の集積である積立金は、他の郵便年金や簡易保険など任意の貯蓄によつて集まつた資金とは、根本的にその性格を異にするものである。そこで、この積立金の運用については、前々から各方面の非常な関心を集め、国会や関係の審議会においてもしばしば論議の対象とされてきている。厚生年金保険の積立金については、現実に運用が行なわれている関係で、おのおの数回にわたつて国会における付帯決議や、社会保障制度審議会、社会保険審議会などの答申が行なわれているのである。これらを要約すれば、現在の制度を批判して、(1) 有利な運用がはかられていないこと、(2) 被保険者の福祉増進のための運用がじゅうぶんでないこと、(3) 運用方法について拠出者の意向を反映させるみちがないこと、などというものである。また、いよいよ発足の運びとなつた国民年金についても、被保険者に納得のいくような形で積立金の運用を行なうことは、拠出制の保険料徴収を円滑にし、国民年金制度を発展させるための鍵であるとさえいわれているのであり、国民年金法制定の際の国会における付帯決議や、国民年金制度に関する社会保障制度審議会の答申でも、その運用方法を適切なものとするほか、特に被保険者の直接の福祉の向上に役だつような運用について、じゅうぶんな考慮を払わなければならない点を指摘しているのである。

しかし、特に明年度からの拠出制国民年金の発足を目前にひかえた現在においては、この問題に対する関係各方面の関心は非常に高まり、政府としてもなんらかの明確な解決を与えなければならない段階となつてきた。かかる情勢のもとに、大蔵大臣の諮問機関である資金運用部資金運用審議会と、厚生大臣の諮問機関である国民年金審議会が、それぞれ内容を異にする建議または答申を関係各大臣に対して行ない、注目を集めている。まず、資金運用部審議会の建議は、九月一四日に行なわれたものであるが、その内容は、あらまし次のとおりである。すなわち、第一に、この種の資金は資金運用部に預託され、全体的見地から財政投融资として公共の目的のために運用されるべきであり、このような運用こそ、国民一般の、したがつて国民年金や厚生年金保険の対象となつている国民層の福祉の向上という目的に合致するものと考えられること、第二に、しかしながら、これらの拠出者の拠出意欲をたかめ、制度の発展に資するためには、毎年預託金増加額の二五%までの範囲において、被保険者の福祉の向上に直接役だつような施設に対して還元融資を行なうものとする、第三に、積立金の運用利回りについては、これが将来の保険料の調整、年金給付の充実などに多大の関係をもつ点にかんがみ、政府資金としての性格をそこなわない限度において極力利回りをよくすることが必要であること、第四に、資金運用部資金運用審議会の組織と運営の方法などに改善を加え、詳細な実質的審議を行ない得るようにすべきであること、以上四点がこの答申の国民年金積立金に関する部分の骨子となつている。

これに対し、九月一六日に行なわれた国民年金審議会の答申は、中間答申として行なわれ、具体的な運用方法などの提案は行なつていないが、いわゆる自主運用とするか、資金運用部に預託するといういわ

ゆる統合運用とするかについての論議以前の問題として現在の資金運用部のあり方が問題の核心であるとし、これについて審議会各委員の一致した考え方として次のように述べている。すなわち、従来の運営については、金利を政策的に低金利におさえていること、また、資金の運用を具体的に決める手順についても審議会の構成員の大半が公務員であるため、預託者側などの意見が織り込まれるしくみになつていないこと、財源配分の見地から融資が政治的に決定されがちであること、国の予算と時を同じくして決定されるなどの事情のため、審議会の審議は、事実上、事後承認同然といつても過言でないこと、などの問題を指摘することができる。このような事情は、運用する資金の大宗が沿革的に郵便貯金であつたことなどを反映するものと思われるが、国民年金の積立金のような特殊の資金をその性格に適合させて運用するためには、むしろ支障となる点が多い。そこで、まず資金運用部の現行諸制度を抜本的に変革すべきであり、もしこれが不可能ならば、国民年金の積立金を資金運用部資金から分離し、これを自主運用させることもまたやむをえないといわなければならないというのである。なお、これら資金運用審議会と国民年金審議会の答申とならんで、社会保障制度審議会においても再びこの問題を取りあげ、「公的年金積立金の運用についての要望」としてその意見をとりまとめ、一〇月一二日に内閣総理大臣に要望書を手交した。この要望書は、国民年金の積立金は、全体として年金制度の健全な運営とその改善のために運用されなければならないものであるが、わが国の社会保障の現状から、さしあたっては、社会保障施設の拡充にも活用することも必要であるとしつつ、積立金の管理運用の方法としては、(1)社会保障制度の総合調整の見地からすれば、社会保険の積立金は、国民年金や厚生年金保険のような長期の積立金であると、失業保険のような短期の積立金であるとを問わず、その一切をあげてこれを総合的な基金制度のもとに管理運用することが本来のゆき方である、(2)しかし、この際の措置としては、暫定的に既存の資金運用部資金にくり入れるとしても、特別勘定として他の資金と厳密に区別し、社会保障の目的をじゆうぶんに達するように管理運用することを法律によつて保障することが肝要である、という意見を表明し、政府の善処方を要望したものである。

政府としては、これらの意見をじゆうぶん参照して、目下その意見の調整に努めているのであるが、いづれにしても問題の性質上早急にその結論を得、これら積立金の適正な運用がはかられるよう期待されるのである。